

管及びダクト貫通部の詳細に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

管及びダクト貫通部の詳細に関する事項

改正理由

管及びダクトが「A」級仕切り及び「B」級仕切りを貫通する場合、火災試験方法コード（FTP コード）に基づく試験が要求されている。ただし、鋼船規則 R 編 9.3 で規定される貫通要領を満足する場合は、FTP コードに基づく試験は要求されない。また、鋼船規則検査要領 R 編では、規則に規定されている仕切りの貫通要領に対する要件を基に、附属書 R9.3.1 として、FTP コードに基づく試験が要求されない場合の「A」級及び「B」級仕切りのより具体的な貫通要領を定めている。

しかしながら、同附属書中の一部の貫通要領について、規則で規定している貫通要領との間に不整合があったため、整合を図るべく関連規則を改めた。

改正内容

- (1) 規則 R 編 9.3.2 において、管の径に関する表現を明確にするよう改めた。
- (2) 自動防火ダンパを仕切りの両側に配置する事を原則とする表現を改めた。
- (3) 附属書 R9.3.1 において、「A」級仕切りを貫通するダクトの貫通要領に関する図を改めた。
- (4) 附属書 R9.3.1 において、和文（日本籍船舶用）と英文（外国籍船舶用）で異なる表現の整合を図った。

改正条項

鋼船規則 R 編 9.3.2

鋼船規則検査要領 R 編 R9.7.3, 附属書 R9.3.1 2.1.2, 図 2.1.2-1., 図 2.1.2-2., 図 2.1.2-3., 2.1.3, 図 2.1.3-1., 図 2.1.3-2., 2.2